

取締役会憲章

2024年5月23日制定

(目的)

- 本憲章は、NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン第10条に定める「取締役会の役割、任務」を果たすに当たり、当社グループの現況に対応するために取締役会に必要な基本姿勢、期待事項等を定め、各取締役が共通認識の下で監督機能を発揮し、取締役会の実効性を持続的に向上することを目的とする。

(基本姿勢)

- 当社グループの取締役会による監督は、経営陣が作成する経営目標の進捗確認（「モニタリング」）にとどまらず、経営陣との相互信頼を前提に経営の重要課題を能動的に特定し、経営陣と十分に連携しつつ、その解決に向けた方向付け及び監督と執行の分離を意識した適切な支援を行うもの（「能動的な監督（オーバーサイト）」）と位置付ける。

(取締役会の期待事項)

- 中長期的な企業価値・持続的成長に重大な影響を与える課題を特定し、解決に向けて方向付けを行う。
- 経営上の重要課題として特定した事項への取組状況の定量的なモニタリングを定期的を実施する。
- 経営上のリスクとオポチュニティの全体像とその諸条件の変化を適時適切に踏まえ、将来の価値創造に向けた執行の果敢な意思決定の後押しまたは牽制を行う。

(取締役の期待事項)

- 本憲章の目的を果たすため、各取締役は、上記の基本姿勢と取締役会の期待事項に沿った監督機能を発揮するとともに、以下の各点を十分に意識し、職務に当たることが期待される。
 - ・ 自らの専門知見・経験等を最大限に活かしつつ、重要課題及びその他の経営課題の全体を俯瞰し、リスペクトを持って建設的な意見を述べ、議論に積極的・双方向的に関わる。
 - ・ 経営上のリスクとオポチュニティ及び時勢を適切に見極められるよう常時研鑽を心掛け、執行のリスクテイクに際しては、監督としての後押しの機能と牽制の機能のバランスを十分意識し、働きかける。
 - ・ 経営陣との間で、監督と執行の分離に基づく緊張感を保ちながら、取締役会外でのコミュニケーション機会も活用し、相互尊重の精神に基づき適切な信頼関係の醸成を心掛ける。

(目指す取締役会カルチャー)

- 当社グループの経営指針（「Our Vision」）を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながる経営課題の解決に向けた意思決定等を行うとともに、当社グループを取り巻くステークホルダーの共同価値拡大に寄与する、大局的な視点に立った議論を行える場とする。
- 健全なコーポレートガバナンスは、監督と執行の相互信頼関係の上に成り立つものとし、取締役会内外のコミュニケーションの場を積極的に活用しながら、自由闊達・オープンで建設的な議論を行える環境を維持する。
- 毎年の取締役会実効性評価の機会等を活用し、継続的に上記の期待事項および取締役会カルチャーの浸透を図る。